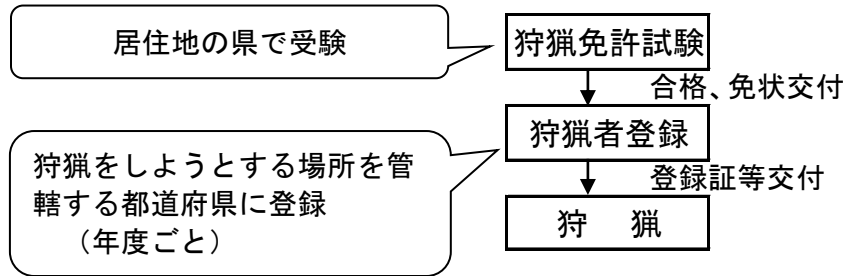


# 新たに狩猟をしようとする皆さんへ ～令和8年度狩猟免許試験のご案内～

狩猟をしようとする方は、居住地の県が実施する狩猟免許試験を受け、狩猟免許を取得し、狩猟しようとする年度に、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。

## 狩猟をするまでのおおまかな流れ



### 1 狩猟免許試験の種類

|         |   |
|---------|---|
| 網猟免許    | 網を使用する猟法により狩猟をする免許  |
| わな猟免許   | わなを使用する猟法により狩猟をする免許   |
| 第1種銃猟免許 | 装薬銃を使用する猟法により狩猟する免許（ただし、第1種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む）を使用することができる） |
| 第2種銃猟免許 | 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む）を使用する猟法により狩猟をする免許                                  |

### 2 受験資格

- 試験当日において、銃猟：20歳以上の者、わな猟・網猟：18歳以上の者
- 次のいずれにも該当しない者
  - ア 統合失調症にかかっている者
  - イ そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)にかかっている者
  - ウ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)にかかっている者
  - エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気(アからウに掲げる病気を除く。)にかかっている者
  - オ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - カ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(アからオに該当する者を除く。)
  - キ 狩猟免許の取り消しの日から3年を経過しない者
- 福岡県に住所を有する者

### 3 申込み方法

申込み期間内に狩猟免許申請書等を、居住地を管轄する農林事務所に持参してください。  
 なお、地元猟友会（福岡県猟友会各支部）を通じて申請することができますので、その場合は該当する猟友会支部におたずねください。

| 試験実施日     | 会場                     | 対象免許種           | 申込み期間              |
|-----------|------------------------|-----------------|--------------------|
| 6月16日(火)  | 福岡県福岡西総合庁舎             | わなのみ            | 5月12日(火)～ 5月26日(火) |
| 6月17日(水)  | 福岡県福岡西総合庁舎             | 「わなのみ」<br>以外(注) |                    |
|           | 福岡県八幡総合庁舎<br>福岡県行橋総合庁舎 | 全種類             |                    |
| 7月15日(水)  | ピーポート甘木                |                 | 全種類                |
|           | 福岡県筑後農林事務所             |                 |                    |
| 8月2日(日)   | 福岡県飯塚総合庁舎              |                 | 6月26日(金)～ 7月10日(金) |
| 11月28日(土) | ピーポート甘木                | わなのみ            | 10月23日(金)～11月6日(金) |
| 11月29日(日) | 福岡県行橋総合庁舎              | 「わなのみ」<br>以外(注) |                    |

(注)2種類以上の免許試験を受験される方は、わなのみ以外の試験日にわな猟免許の試験も併せて受験できます。

○受験の申込みに必要なもの

| 提出書類   | 提出部数                          | 備 考  |
|--|-------------------------------|--|
| 狩猟免許申請書  | 狩猟免許の種類ごとに1通                  | 申請書は、県農林事務所（3ページに一覧）、猟友会支部にあります。また、県ホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syuryoushiken.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syuryoushiken.html</a><br>※旧氏の使用が困難な特段の事情があるものを除き、旧氏を使用することができます。   |
| 写真<br>(受験票に貼付するもの)   | 狩猟免許の種類ごとに1通<br>(写真も1枚ずつ必要です) | 写真は、次のものを貼付してください。<br>・最近6か月以内に撮影したもの<br>・無帽<br>・正面<br>・上三分身<br>・無背景<br>・縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル<br>※受験票は試験当日の受付時にお渡しします。  |
| 銃砲等の所持許可証の写し<br>(許可を受けている場合のみ)   | 1通                            | 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するための銃砲等の所持許可を受けている場合は、所持許可証の写し（所持許可証の2ページ）   |
| 医師の診断書<br><br>〔銃砲等の所持許可証の写しを提出している場合は、不要〕                                      | 1通                            | 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書<br>※申請日から3ヶ月以内のものとする。<br>ア 統合失調症にかかっている者<br>イ そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)にかかっている者<br>ウ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)にかかっている者<br>エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気(アからウに掲げる病気を除く。)にかかっている者<br>オ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者<br>カ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(アからオに該当する者を除く。)<br><br>注) ・銃砲刀剣類所持許可を取得する場合の医師の診断書については、内容が一部異なりますので、管轄警察署へお問い合わせ下さい。<br>・県から特定の医療機関を紹介することはできませんので、ご了承ください。 |
| 手数料  | 右記のとおり                        | 福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済で納付してください。福岡県領収証紙は知事が指定した「売りさばき所」で購入できます。<br>(販売所一覧<br><a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html</a> )<br>① 試験受験者・・・1件につき5,200円<br>※2種以上の試験を受ける場合は、1種ごとに5,200円の追加となります。<br>② 試験一部免除者・・・1件につき3,900円<br>次の該当者は試験の一部を免除します。<br>・狩猟免許を受け、その有効期間内にこれと異なる種の免許を受けようとする者。<br>・その狩猟免許の更新ができなかった者で、県がやむを得ないと認めた者。(農林事務所に理由書を提出すること。)   |
| ※ 県農林事務所で受理した申請書等及び手数料は、いかなる理由があっても返還しません。<br>※ 申請書等は黒のボールペン（消えないもの）で記入してください。 |                               |  |

4 合格発表

試験日から7開庁日目に農林事務所に掲示するとともに、県庁ホームページで発表します。（電話での問い合わせは受け付けません）

## 5 狩猟免状の交付

狩猟免状の交付の時期、受け取り方法等の詳細については、試験当日に会場でご案内します。  
 なお、猟友会支部を通じて申し込まれた方は、猟友会支部から受け取ってください。

※狩猟免状の交付は、合格発表から約20日後となります（合格発表日ではありません）。

## 6 次の場合は、試験を受けることができなくなるので注意してください

- (1) 定刻に遅れた場合
- (2) 受験中無断で退席した場合
- (3) 他の者の迷惑になるような行動等を行った場合
- (4) 不正の手段によって試験を受け、又は受けさせようとした場合  
 この場合、その者に対し3年以内の期間を定め受験の禁止措置をとることがあります。

## 7 狩猟免許試験日程・会場

| 実施日 |    |   | 試験会場             |            | 所管      |
|-----|----|---|------------------|------------|---------|
| 月   | 日  | 曜 | 所在地              | 会場名        | 農林事務所   |
| 6   | 16 | 火 | 福岡市中央区赤坂一丁目8-8   | 福岡県福岡西総合庁舎 | 福岡農林事務所 |
| 6   | 17 | 水 | 福岡市中央区赤坂一丁目8-8   | 福岡県福岡西総合庁舎 | 福岡農林事務所 |
|     |    |   | 北九州市八幡西区則松三丁目7-1 | 福岡県八幡総合庁舎  | 八幡農林事務所 |
|     |    |   | 行橋市中央一丁目2-1      | 福岡県行橋総合庁舎  | 行橋農林事務所 |
| 7   | 15 | 水 | 朝倉市甘木198-1       | ピーポート甘木    | 朝倉農林事務所 |
|     |    |   | 筑後市和泉606-1       | 福岡県筑後農林事務所 | 筑後農林事務所 |
| 8   | 2  | 日 | 飯塚市新立岩8-1        | 福岡県飯塚総合庁舎  | 飯塚農林事務所 |
| 11  | 28 | 土 | 朝倉市甘木198-1       | ピーポート甘木    | 朝倉農林事務所 |
| 11  | 29 | 日 | 行橋市中央一丁目2-1      | 福岡県行橋総合庁舎  | 行橋農林事務所 |

※ 試験会場は駐車場が十分に確保できませんので、公共交通機関を利用し、自家用車でのご来場はご遠慮ください。

【申込み先・問い合わせ先※】～申込みは、**居住地を管轄する農林事務所へ**～

| 事務所名                      | 電話番号         | 管轄区域  |
|---------------------------|--------------|---|
| 福岡農林事務所<br>(6F 農山村振興課)    | 092-735-6123 | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡 |
| 朝倉農林事務所<br>(2F 農山村振興課)    | 0946-22-5342 | 久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡                       |
| 八幡農林事務所<br>(4F 農山村・農業振興課) | 093-601-3969 | 北九州市、中間市、遠賀郡                                    |
| 飯塚農林事務所<br>(4F 農山村振興課)    | 0948-21-4953 | 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡                 |
| 筑後農林事務所<br>(2F 農山村振興課)    | 0942-52-5108 | 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡               |
| 行橋農林事務所<br>(3F 農山村振興課)    | 0930-23-0381 | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                                 |

※ 12:00～13:00は昼休みとなっているため、ご配慮願います。

## 8 狩猟免許試験時間・内容

試験は、一日で知識から技能まですべてを受験していただきます。  
複数日に分けての受験は認められません。

| 狩 猟 免 許 試 験 |           |             |                |
|-------------|-----------|-------------|----------------|
| 受 付         |           | 9 : 0 0 ~   | 9 : 2 5        |
| 試 験         | 知 識       | 9 : 3 0 ~   | 1 1 : 0 0 ※注 1 |
|             | 適 性       | 1 1 : 0 0 ~ | 1 2 : 3 0 ※注 2 |
|             | 第 1 次 発 表 | 1 3 : 0 0 ~ | 1 3 : 2 0      |
|             | 再 受 付     | 1 3 : 0 0 ~ | 1 3 : 2 5      |
|             | 技 能       | 1 3 : 3 0 ~ | 1 7 : 0 0 ※注 3 |

※必ず筆記用具（鉛筆・消しゴムなど）を持参してください

**※注 1** 知識試験は、原則として3肢択一式の筆記試験とし、出題範囲は、鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護管理に関する知識、合計30問、時間は90分とします。

なお、2種類以上の知識試験受験の場合は、1種類増えるごとに30分を追加し、猟具に関する知識試験6問を受験することになります。

また、既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許試験を受験する場合は、受けようとする猟具に関する知識試験10問とします。

**※注 2** 適性試験は、視力・聴力・運動能力があります。  
補聴器や眼鏡等を使用されている方は、当日忘れないようにしてください。

**※注 3** 技能試験の内容は、狩猟免許試験の種類ごとに以下のとおりです。  
第1種銃猟免許の取得者は、第2種の狩猟者登録を行うことができます。

| 免許試験の種類 | 技能試験の内容  |
|---------|--|
| 網猟免許    | ○6種類の猟具の使用の是非の判別試験<br>○片むそう網の架設と操作の試験<br>○鳥類の判別試験  |
| わな猟免許   | ○6種類の猟具の使用の是非の判別試験<br>○はこわなの架設と操作の試験<br>○獣類の判別試験   |
| 第1種銃猟免許 | ○銃器の点検、銃器の分解結合、装填・射撃姿勢・脱砲、休憩時の銃器の取扱い、銃器の授受、団体行動の銃器の保持、空気銃の圧縮操作・装填操作、空気銃の射撃姿勢<br>○距離の目測<br>○鳥獣の判別試験 |
| 第2種銃猟免許 | ○空気銃の圧縮操作・装填操作、空気銃の射撃姿勢<br>○距離の目測<br>○鳥獣の判別試験  |

### ※ 狩猟免許試験の得点の開示について

狩猟免許試験について、受験者が請求する場合は、次の要領で受験者本人の試験の得点を開示します。  
居住地を所管する農林事務所に請求してください。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1) 開示情報  | 試験科目別の得点                 |
| (2) 開示方法  | 閲覧                       |
| (3) 開示期間  | 合格発表の日から1か月間             |
| (4) 開示請求者 | 本人（代理人は認めない。電話での受付はしない。） |

作成：福岡県農林水産部経営技術支援課

※試験についてのお問合せは、居住地の農林事務所(3ページ)をお願いします。